

(平成23年11月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月20日から同年8月1日まで

A社から系列会社であるB社に移籍した数年後に、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かり、A社の当時の総務部長（後の、B社の代表取締役）に申し出たところ、A社に係る資格喪失日を社会保険事務所（当時）に誤って届け出たと聞いた。厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の証言、申立人が所持しているA社の平成元年7月及びB社の同年8月の給与明細書から、申立人は、A社の系列会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主及び同僚の証言から判断すると、申立人がA社からB社に異動したのは平成元年6月と推認でき、事業主は、両事業所の事務手続上、同年8月1日を異動日としていたところ、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って給与計算締日の同年7月20日と届け出たとしていることから同年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額及び申立人のA社における平成元年6月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主はA社の被保険者資格喪失日を平成元年8月1日と届け出るべきところ、誤って同年7月20日を喪失日として届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は、30 年間国民年金の保険料を納付しないと年金をもらえないと聞いていたので、29 歳のときに、妻と一緒に国民年金に加入した。A 町役場の集金人がバイクに乗り集金に来ており、妻と二人分の保険料を現金で納付し受取のようなものをもらっていたことを記憶している。妻と加入した日が異なる上、納付記録が無いことに納得できないので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「妻と一緒に 29 歳のときに国民年金に加入した。」「妻と二人分の保険料を納付していた。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が平成元年 4 月 19 日に払い出されていることから、この頃に国民年金の加入手続がなされたものと考えられる上、申立人の妻は申立期間において免除承認されていることが確認できることから、申立内容とは符合しない。

また、当該払出時点において、申立期間のうち昭和 61 年 4 月から同年 12 月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるほか、当該期間の国民年金保険料を納付するためには平成元年 4 月 19 日に払い出された国民年金手帳記号番号とは異なる手帳記号番号が必要となるが、申立人の妻が国民年金手帳記号番号を払い出された昭和 60 年 12 月から平成元年 3 月までの国民年金手帳記号番号払出簿を調査するも、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、A 町役場及び申立期間当時の集金人に照会したところ、当該集金人が、申立人及びその妻の国民年金保険料納付済期間を含む昭和 50 年 8 月

から平成6年3月まで徴収担当職員として役場に勤務していたことは確認できたものの、当該集金人は、「集金していた地域が広く、大勢の被保険者の家を回っていた。申立人の居住する地域も集金していたことは記憶しているが、申立人については覚えていない。」旨供述しており、申立内容を確認できる証言は得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 2 日から 42 年 3 月 1 日まで
昭和 41 年 3 月 2 日から A 社の B 勤務地及び C 勤務地に臨時雇用員として勤務し、42 年 3 月 1 日付けで準職員に採用され、同日から D 共済組合に加入した。しかし、A 社に入社した当初 1 年間の厚生年金保険の被保険者記録が無く、納得できない。

申立期間について厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E 社が保管している申立人に係る個人履歴により、申立人は、昭和 41 年 3 月 2 日から A 社に臨時雇用員として勤務していることが確認できる。

しかし、A 社の清算事業事務を執り行う F 法人は、「申立期間当時、臨時雇用員における厚生年金保険の適用関係は、各事業所の裁量に委ねられていた。また、厚生年金保険に未加入の者から厚生年金保険料を控除することはない。」旨回答している。

また、申立人が、申立人と同じく昭和 41 年 3 月から A 社に臨時雇用員として勤務したとする勤務形態の同質性の高い同僚についても、申立人と同様に A 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、申立期間前後に A 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している 27 人の資格喪失後の記録を検証したところ、全員が資格喪失後に他の事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得しているか、又は国民年金被保険者となっていることが確認できることを踏まえると、A 社では、申立期間当時、職員への採用を前提としない勤務形態の者を厚生年金保険に加入させ、申立人と同様に職員への採用を前提としていた臨時雇用員については、準職員として採用するまでの期間について厚生年金保険に加入させない取扱いを

していたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 21 日から 49 年 1 月 1 日まで
昭和 48 年 3 月に高校卒業後、A 事業所に就職し、同年 12 月末日まで正社員として勤務したにもかかわらず、同事業所における厚生年金保険被保険者記録によると同年 9 月 21 日に資格喪失したとされている。申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、調査して厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録により、申立人の被保険者資格取得年月日は昭和 48 年 4 月 2 日、離職年月日は同年 12 月 29 日であることが確認できる。

しかしながら、申立人と同日の昭和 48 年 9 月 21 日に A 事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚は、「保険料負担を軽減するため、私の政府管掌健康保険の資格を喪失させ、新たに B 国民健康保険組合に加入した。その際、厚生年金保険の資格も喪失したため、自身で国民年金の加入手続を行った。」と証言しているところ、当該同僚は同年 9 月から国民年金保険料を現年度納付していることが国民年金被保険者台帳により確認できる。

また、A 事業所の元事業主に照会したところ、「申立期間当時の関係資料は既に廃棄済みであり、社会保険事務を担当していた従業員は既に死亡しているため、申立人に係る申立期間における勤務状況及び保険料控除について確認することができない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。